

各 位

庄内みどり農協の未来を考える会

公判開始日が決定されました！

1、今まで待ちに待った公判が開始されます！

- ① 日 時 平成28年9月1日(木)午後1時30分
- ② 場 所 山形地方裁判所 酒田支部
- ③ 住 所 山形県酒田市日吉町1-5-27

2、続く共計(共同計算)外からの経費の徴収！

平成26年産米から事務ガイドライン沿った精算を行うと決定しました。しかし、倉庫利用料・販売・生産対策費は今回の精算でも共同計算以外で精算しています。なぜ、共同計算に入れて精算を行わないのでしょうか？

私たちは、農協に対し倉庫利用料と販売・生産対策費の明細の開示を求めました。米精算の内容開示は組合員権利であります。

しかし、裁判に関係すると内容の開示を拒否しました。なぜ、倉庫利用料と販売・生産対策費明細の内容が裁判に関係があるのでしょうか？

内容の開示をこれからも求めていきます。

3、理事会で話し合ってください！

定款・規程・約定になくても理事会で決めれば何でも出来ると、農協側は豪語しています。それなら、なぜ平成26年産米の約定書を取直したのでしょうか？

全生産者から再度印をもらい、契約を取直しました。この事は約定行為自体が農協と個人の契約であり、理事会決定で決定出来ないことを農協自らが認めた他ならないかです。

7月の理事会を議事録の必要のない理事協議会に変更し、理事に対してA4・14枚の起訴状をA4・1枚にまとめた書類が提出され、説明が行われたそうです。しかし変なことに、なぜか説明終了後その文書は回収されたそうです。

常勤役員は、理事に対して誠意ある説明を行わず、さらに理事もこの問題を正面から取り組もうとする気概が全く感じられません。

是非、正しい精算を求める理事が現れる事を願う次第であります。

4、多くの方々に委任をお願いします！

農協側は、皆さんから頂いた委任状の契約月日が古いので、数量確認出来ないとこれまた不条理な、時間延ばしの為の言い訳を言ってきました。農協と組合員の関係を考えれば、月日を問題にすることは無いと思います。

大変申し訳ありませんが再度、**数量確認の為の委任をお願いします**。数量を確認する事によって皆さんが違法に徴収された金額が判明します。

判明した金額を確認後に、返金の為の裁判に参加するかは皆さんのご判断にお任せします。まずは数量確認の為の委任状にサインをお願い致します。

5、地域問題ではありません・米の精算の問題です！

酒田とか遊佐とかと言った、地域問題ではありません！

米の精算の問題です！

はえぬきやひとめぼれの生産者が一番の被害者です！

農協は平成18年からの出荷数量分しか、確認できないとしています。

平成18年以前の米の出荷数量は農協からの書類・税務署への提出した書類等で確認し保管をお願いします。

平成24年産米は全額返金したと農協側は釈明していますが、はえぬき・ひとめぼれの生産者は、返金された金額より徴収された金額が多いのが現状です。

米精算用語勉強会 「無条件委託販売」とは？

農協は規程に

【販売の方法】

第2条 販売の方法は、無条件受託販売を原則とする。

② 無条件受託販売とは、組合員から無条件の販売委託を受け系統機関が実施する共同計算販売(以下「系統共計販売」という。)に再委託するか、若しくはこの組合が共同計算販売(以下「共計販売」という。)により販売を行い、これを精算し、支払いすることをいうとあります。

無条件委託販売だから農協が何でも出来るわけではありません。②でいう系統機関が実施する共同計算とは、全農へ再度委託する事です。さらに、この組合が共同計算販売により販売とは、直接販売の事です。

全農委託販売

最終精算金＝販売収入総額 - 共同販売経費 - 全農手数料 - 農協手数料

農協直接販売

最終精算金＝販売収入総額 - 共同販売経費 - 農協手数料

最終精算金は全額農家へ返金するのがルールです。

庄内みどり農協は

(農協直販最終精算金 - 全農最終精算金) ÷ 2 = 農協の収入へ